

## <報道発表資料>

令和3年8月11日

### 3年連続！PM2.5の環境基準100%達成！ ～令和2年度の大気汚染状況～

埼玉県では、さいたま市等と連携し年間を通して大気汚染の状況を測定しています。

令和2年度の測定結果は、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率が、観測史上初となった平成30年度から3年連続で100%を達成しました。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の環境基準達成率は、前年度に引き続き全ての測定局で100%を達成しています。

一方、光化学オキシダントの環境基準達成率は全ての測定局で達成できませんでした。

なお、光化学オキシダントについては、全国においても極めて達成率が低い状況が続いています。

埼玉県では、今後も事業者への指導などを通じ、大気環境の改善を進めてまいります。

令和2年度における大気汚染状況の測定結果等は次のとおりです。

#### 1 環境基準の達成状況（令和2年度）

物質名	環境基準達成率 (達成局数/測定局数)
微小粒子状物質（PM2.5）	100%（66/66）
二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	100%（29/29）
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	100%（80/80）
一酸化炭素（CO）	100%（17/17）
浮遊粒子状物質（SPM）	100%（82/82）
光化学オキシダント（Ox）	0%（0/56）

#### 2 微小粒子状物質（PM2.5）について

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 $\mu$ m（1 $\mu$ mは1mmの1000分の1）以下の微細な粒子の総称です。呼吸により肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器や循環器に影響を与えることが懸念され、平成21年9月に環境基準が設定されました。



## 5 測定結果の詳細

測定結果の詳細は大気環境課のホームページ（大気環境調査結果）を御覧ください。

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/taikikankyoutyousa/index.html>

### <参考>

#### ① 環境基準

物質名	環境基準（設定年月日）
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下（長期基準）であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下（短期基準）であること。（H21.9.9 告示）
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。（S48.5.16 告示）
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11 告示）
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（S48.5.8 告示）
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が 0.06ppm 以下であること。（S48.5.8 告示）

#### ② 評価方法

##### ○ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)

長期基準に関する評価は、1年平均値を環境基準と比較し、短期基準に関する評価は1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較する。

長期基準及び短期基準を両方満たした場合について、環境基準が達成されたと判断する。

##### ○ 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素 (CO) 及び浮遊粒子状物質 (SPM)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

##### ○ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目にあたる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

○ 光化学オキシダント(Ox)

1年間を通じて得られた5時から20時の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

③ 大気汚染の状況を測定している自治体

埼玉県(47局)、さいたま市(14局)、川越市(4局)、川口市(6局)、所沢市(5局)、越谷市(2局)、草加市(3局)、戸田市(2局)

※県全体で83局あり、局によって測定している物質が異なります。

④ その他の常時監視結果

令和2年度の有害大気汚染物質(ベンゼン、トリクロロエチレン等)及びダイオキシン類の測定結果は、前年度に引き続き全ての地点で環境基準達成率が100%となりました。詳しくは大気環境課のホームページ(大気環境調査結果)を御覧ください。

【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/taikikankyoutyousa/index.html>